

マネロン等対策の更なる高度化に 向けた有効性検証

① 「マネロン等対策の有効性検証に関する 対話のための論点・プラクティスの整理」 の解説

のぞみ総合法律事務所 弁護士

山田 真吾



金融庁所管の特定事業者（ただし、公認会計士および監査法人を除く。以下、「金融機関等」という）に対しては、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（2021年11月22日公表）（以下、「マネロンGL」という）の「対応が求められる事項」の全項目について、2024年3月末までに対応を完了させ、「態勢」を整備することが求められた。

「体制」が物事に対処するた

めの仕組み・組織体制そのものを意味するのに対し、「態勢」とは、物事に対処する前もつての身構えや態度、事態に対応するための準備ができている状態を意味する。つまり、「態勢を整備する」ということは、「体制」が実際に機能発揮している状態にすることである。

態勢整備期限から1年近くが経過した2025年3月31日、金融庁は、「マネロン等対策の有効性検証に関する対話のための論点・プラクティスの整理」

（以下、「有効性検証DP」という）を公表した。

金融機関等が直面するマネロン等リスクは、常に変化するため、有効な対策を継続して講ずるためには、直面するリスクを適時・適切に把握したうえで、自社の体制が有効に機能しているかを継続的に検証することが必要である。

有効性検証DPは、有効性検証を「金融機関等が、変化するマネロン等リスクに対して有効な管理態勢を構築することを目

的として、『自社が、直面するマネロン等リスクの特定・評価・低減を適切に実施していること』を確認する取組み」と定義づけており、まさに真の意味において「態勢」が整備されているかを問うものである。本稿では、有効性検証DPの内容を概説する。

なお、本稿は、筆者が現在ないし過去所属していた組織の見解を示すものではなく、あくまでも一個人としての見解であることをお断りしておく。

マネロン等対策の更なる高度化に 向けた有効性検証

② 「マネロン等対策の有効性検証に関する事例集」の解説



齊月法律事務所 弁護士

吉森 大輔

金融庁は、2025年3月31日、「マネロン等対策の有効性検証に関する対話のための論点プラクティスの整理」(以下、「有効性検証DP」という)と併せて、「マネロン等対策の有効性検証に関する事例集」(以下、「本事例集」という)を公表した。

本事例集は、金融庁が金融機関等や有識者との対話等を通じて得られた実際の有効性検証の取組事例から、金融機関等において参考となる事例を整理・公表したものである。

そのため、本事例集は、金融機関等が有効性検証を実施する

うえで非常に参考になるものがあるが、他方、あくまで「参考事例」とどまるものであり(注1)、事例の趣旨・意図、検証手法や検証実施後の見直しの方手法等まで詳細に記載されているものではない。

本稿では、本事例集が掲げる事例のごく一部にはなるが、金融機関等において、事例の趣旨・意図、検証手法等の考え方について、できる限りイメージを持つことができるよう、なるべく図式化する等の工夫のもと解説するものである(なお、本稿における図表は、すべて筆者作成)。

なお、マネロン等対策は、ムビング・ターゲットであり、すべての金融機関等に共通する「正解」はない。また、本事例集が掲げる事例においても、複数の考え方・検証手法があり得るものと考えられる。そのため、本稿の内容は、あくまで1つの考え方にすぎないことにご留意いただきたい。

本稿における提案や意見にわたる部分は、筆者の個人的見解であり、筆者が所属する・所属した組織や団体等の見解を示すものではないことをお断りする。



① 有効性検証の枠組み

金融庁は、想定される検証の実施内容として、①リスクの特定・評価と②リスクの低減、さらに、③適時の検証(リスク事象発生時)の3つに分けて整理している(図表1参照)(注2)。

③適時の検証については、リスク事象が発生した際の対応として重要であるものの、有効性検証DPが検証の留意点を記載し(注3)、かつ、本事例集における主眼ではないことから、以下、①リスクの特定・評価と②

「企業価値担保権」利活用に向けた課題解決への検討(下)

〈目次〉

- 一 はじめに
- 二 利用が想定されるユースケース
- 三 企業価値担保権の与信上「担保」評価
- 四 企業価値担保権活用時の金融機関への期待と課せられる負担
- 五 企業価値担保権の設定時における留意点、注意点
- 六 コベンツの設定、期中モニタリング
- 七 倒産手続との関係における留意事項
- 八 事業性融資推進法利用拡大に向けた取り組み
- 九 むすびに

アンダーソン・毛利・友常法律事務所
外国法共同事業 弁護士

栗田口 太郎

稲葉総合法律事務所 弁護士

稲葉 譲

長島・大野・常松法律事務所 弁護士

井上 聡

稲葉総合法律事務所 弁護士

牛山 琢文(ファシリテータ)

長島・大野・常松法律事務所 弁護士

大野 一行

みずほ銀行 法務部

日比野 俊介

- 〈本号目次〉
- 六 コベンツの設定、期中モニタリング
 - 七 倒産手続との関係における留意事項
 - 八 事業性融資推進法利用拡大に向けた取り組み
 - 九 むすびに

昨年6月、事業性融資の推進等に関する法律が成立し、金融界において企業価値担保権制度への期待や議論が持ち上がっています。本座談会は、立案関係者ほか金融・ファイナンス・事業再生の専門家を招き、企業価値担保権の課題や活用を中心に議論いただきました。前号では、活用を想定した際に求められる取り組みやその対応を中心に、続く本号では、期中管理や倒産手続にも踏み込んだ内容をお届けします(本座談会は、2024年12月2日開催)。

なお、参加者の発言のうち意見にわたる部分は、参加者個人の見解であり、所属する組織の見解ではありません。

六 コベンツの設定、期中モニタリング

牛山 企業価値担保権を設定する場合における成長企業向け融資において、どういったコベンツを設定し、どのように期中のモニタリングを行っていくべきか検討していきたいと思えます。事業性融資推進法19条や20条も関係すると思いますが、具体的に重要な財産などについて第三者からの強制執行等がなされてしまうことを防止するため、どのようなコベンツや担保設定をすればよいのでしょうか。そもそもこの制度としてあるべきコベンツ、モニタリングのあり方はどうなのかなど、栗田口さん、お願いいたします。

栗田口 企業価値担保権は事業性融資推進のために設定されるものですので、事業性融資推進法1条に定められた目的に沿ってこの担保権を生かそうと思うのであれば、生かし方を考えるてはいけないと思います。これまでの貸付や担保でも、債務者の事業性を注視するための仕組みが、もつと採り入れられて



第3の金融“寄付”が拓く ——地方創生2.0の

ファンドレイジング 財源開発フロンティア

第1回：金融パーソンのための寄付入門



カンダまちおこし株式会社 代表取締役社長

田代 達生

たしろ・たつお ●2022年より、十六フィナンシャルグループのまちづくり会社「カンダまちおこし」代表取締役社長。企業版ふるさと納税マッチングサービス「CoLoRs（カラーズ）」「ITEMs（アイテムズ）」は2年間で3億円超、ローカルクラウドファンディング「OCOS（オコス）」は合計100プロジェクト、1億円を超える財源開発の実績がある。京都大学文学部卒業、1999年十六銀行入行。2017年名古屋大学経済学研究科修士課程修了。専門はローカル経済。

はじめに

本誌の読者である金融機関関係者の皆様にとって、いうまでもなく「金融」とはマネーを集め、それを融資や投資に回すことで経済を回す仕組みである。リスクを評価し、それに見合ったリターンを期待する——それが金融の基本であり、金融仲介とはそうしたマネーの橋渡しによってマージンを得る業である。

だが、この伝統的な金融の枠組みでは捉えきれない「第3の金融」が存在することをご存じだろうか。それが「寄付」であり、寄付は金銭的リターンを付与しない無償の金融のこと。それでも立派な金融の1類型であることには違いない。だが、融資や投資の専門家である金融機関関係者が、どういっわけ寄付に関してほぼ全員が「素人」——これがわが国の金融界の実態である。

日本には寄付の文化が育っていないといわれる。実際にわが国における寄付の市場規模が融資や投資に比べ全く小さいことは後に見るとする。だが実は、

寄付は爆発的な成長市場であり、仲介マージンも厚い。それは「ふるさと納税」と「企業版ふるさと納税」、2つの制度がドライバーとなっていることが主要因である。いわば「官製」の寄付制度といえるこれら2つの仕組みは、「地方創生2.0」といわれる人口減少下のまちづくりにおいて、融資や投資を補完する財源開発（ファンドレイジング）手法であり、新たな可能性に満ち満ちている。

本連載は、現在、わが国における寄付仲介業というニッチな業界でおそらく先端にいるだろうと自己評価する筆者が、寄付というファイナンス手法の新しいユニバースを示す試みだ。併せて、伝統的な金融関係者にとって目新しいと思われる、今後の地方創生の成否のキモとなるであろう具体的な財源開発手法を踏み込んで紹介する。まちづくりに関心を持つ諸氏にとって参考となれば幸いである。

「リターンなき資金提供
がなぜビジネスになり得るのか」

ガバナンスの落とし穴 —日本の常識は世界の非常識

第1回 指名委員会等設置会社は日本独自の機関設計 —必ずしも強固なガバナンスを構築することはできない

日本金融監査協会 設立会員・代表 碓井 茂樹



うすい・しげき ●日本銀行金融高度化センターにて、ガバナンス、危機管理、リスク管理、監査等の分野で金融機関の指導・サポートを実施。退職後は日本金融監査協会設立会員・代表として活動。

はじめに

2015年の会社法改正、コーポレートガバナンス・コードの制定から日本のガバナンス改革は進展し、社外取締役の選任が進み、委員会設置型の機関設計を採用する企業が増えた。しかし、日本のガバナンス改革は道半ばであり、日本企業のガバナンス・スコアは、国際社会と比較すると見劣りがする(図表1参照、企業のESGに関する国際的な指標であるMSCIスコア/日本平均6.4、国際平均7.1)。

日本では常識とされ、これ为好いと思いついでいても、それがガバナンスの「落とし穴」となっていることがある。本連載でとりあげたことを、ガバナンス改革をさらに進める際の一助としていただければ幸いである。

第1回は、指名委員会等設置会社に関する誤解を解く。

日本のガバナンスに関して、指名委員会等設置会社、監査役会設置会社の3つの機関設計が存在する(図表2)。

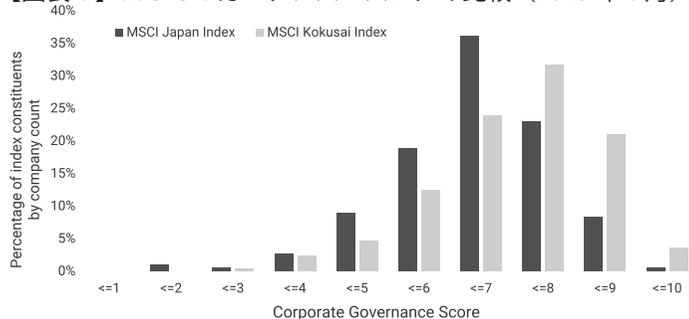
指名委員会等設置会社こそが、国際社会で典型的な機関設計であり、強固なガバナンスを構築できると信じている経営者も少なくない。しかし指名委員会等設置会社は、日本だけの特殊な機関設計であり、ガバナンス上の弱点、デメリットがある点を理解しなければならぬ。

指名委員会等設置会社の導入経緯

日本で初めて、指名委員会等設置会社が法制化されたのは2003年のことだった。当時は委員会等設置会社と呼称されていた。日本独自の監査役会設置会社のほかに、国際社会と同様の「監督・モニタリング型の機関設計」を導入するために考案された。

当時、日本では、社外取締役を過半数にするのは不可能だと考えられていた。このため、ごく少数の社外取締役に主要な監督権限を与えることになった。指名、報酬、監査の3つを主要な監督事項として3委員会の設置を義務づけた。さらに各委員

【図表1】MSCIガバナンス・スコアの比較 (2025年1月)



(出所) MSCI ESG Research LLC

会の構成について社外取締役を過半数とすることを義務づけ、各委員会の決定事項は取締役会の議決では覆すことができないようにした。「少数の社外取締役を効率的に活用する」との理屈で、主要な監督事項をごく少数の社外取締役に委ねたのである。